

Q & A

患者に対する訴訟提起・名誉毀損による請求はできるのか？

Q. 都内で内科・循環器科を標榜するクリニックを開業している医師です。最近感冒症状があった患者さんに総合感冒剤と鎮咳剤を処方したのですが、後日嘔吐されて、脱水症状を起こし、大学病院で2日ほど点滴治療を受けたようです。先日患者さんのご家族が突然来院し、処方した薬が不適切であったとして「医療過誤だ」「くそ医者」「慰謝料を払え」などとして騒がれました。その場合は警察の方に間に入ってもらってなんとか収まったのですが、いつまた来るかわからず心配です。

1. こちらから医療過誤はないとして、裁判することはできないのでしょうか。
2. いきなりクリニックで騒がれ、他の患者さんもいる前で誹謗中傷され、慰謝料請求はできないのでしょうか。

A.

1. 債務不存在確認訴訟という方法について

医療機関側から医療過誤がない（損害賠償債務がない）ことを確認してもらう裁判（債務不存在確認訴訟と言います）を提起するという方法があります。この債務不存在確認訴訟を提起する要件は、損害賠償を求める裁判より少し厳しく、「あえて医療機関側から債務不存在確認訴訟を提起しなければ、患者との紛争が適切に解決できない場合でなければならぬ」とされています（確認の利益と言います）。

質問の事例の場合は、確かに口頭で医療過誤に基づく慰謝料請求がされていますが、ひとまず、その場で収まっているようですので、現時点で債務不存在確認訴訟を提起しても確認の利益は認められない可能性が高いです。今後の交渉の過程で、繰り返し医療過誤がないことを説明しても執拗に患者家族からの接触が続くなど、債務不存在確認訴訟の提起が紛争解決に最も効果的であるかを見極める必要があります。交渉の経過も重要になりますので、現時点では接触があった客観的な経過を記録しておくべきでしょう。

仮に、確認の利益が認められるような事例であっても、債務不存在確認訴訟を提起するということは、結局医療過誤の有無を巡って裁判がされるということですので、訴訟追行の時間と

労力を加味しなければなりません。また審理の結果、裁判所から医療行為が不適切とされる可能性もあります。そうなれば賠償の支払いをすることにもなりかねませんし、患者との関係がより悪化する可能性も出てきます。さらに、そもそも患者を「被告」として裁判の場に強制的に呼び出すことがよいのか、という点も配慮しなければならない場合もあります。

このように債務不存在確認訴訟は、確かに医療機関側が主導して裁判を提起できることが一つの利点で、事案によっては提起するのが適当事案もあります。ただ、実際に提起するかは、さまざまな検討を要しますので、提起の際は専門家である弁護士らとも協議された方がよいでしょう。

2. 患者からの誹謗中傷行為に対する慰謝料請求

仮に、患者であっても、何ら根拠なく他人の業務を妨害したり、名誉や信用を毀損したりすれば不法行為が成立しますので、慰謝料請求をすることは理論的には可能です。

実際に医療機関からの慰謝料請求が認められた裁判例があります。名古屋地裁平成 19 年 12 月 13 日判決の事例では、患者が受診するクリニックに患者家族が赴き、事務員らに電解質輸液と点滴器材の貸出しを求め、それが拒否されると他の患者もいる中、「くそ医者」「レントゲンもまともに撮れないばか医者」と大声で怒鳴り、その後「貸出しができないなら往診せよ、責任問題だぞ」などと強く求め、院長が対応し、本来往診業務はしていなかったが、やむなく往診をしたという事例で、裁判所はクリニックの業務に支障を生じさせ、医師自身の名誉および信用を棄損するものとして、5 万円の慰謝料を認めています¹⁾。

ただ、実際に医療機関側が慰謝料を請求するケースは非常に珍しいです。それは、理論的に不法行為が成立するにしても、一般的に患者側に慰謝料請求までするのは躊躇されますし、結局これらの言動は医療行為に対する不満が背景にあることがほとんどですので、交渉の過程で徐々に争点が医療過誤の有無になっていくからかと思われます。また、本件のように認容額が 5 万円というように費用対効果もよくないということもあります。本裁判例も、その後の事情として、往診後に患者自宅に看護師がカルテを忘れ、そのカルテの返却を拒否されたためにカルテの返還を求めて裁判をしたようで、その裁判に併せて患者側の対応の悪さをクローズアップさせるため、慰謝料請求が付加されたようでした。

このように請求は理論的には可能であるものの、実際に請求するかは慎重に判断された方がよいでしょう。

【参考文献】

1) 医療判例解説 20号 77頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [モンスターパシエントへの対応 - 院内暴言・暴力対策 -***](#)
- ・ [6.裁判の手続き -民事裁判編**](#)
- ・ [第9回 医療訴訟における損害賠償**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。